

**令和 7 年 1 月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和 7 年 1 月 2 0 日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和7年1月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年1月20日（月） 午前9時30分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 43人

農業委員 14人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生  | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美  | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 13. 竹田 久義 |           |
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等   | 14. 松永 哲夫 |           |

農地利用最適化推進委員 29人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 宮前 千代秋 | 18. 宮武 俊博 | 26. 村山 雅美 |
| 2. 西山 孝  | 10. 山口 好則 | 19. 喜來 聖則 | 27. 徳永 善史 |
| 3. 廣瀬 義文 | 11. 須藤 誠一 | 20. 新居 勉  | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 12. 大西 浩  | 21. 山本 清秀 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 22. 深井 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 23. 佐藤 久男 |           |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勲 | 24. 竹林 隆  |           |
| 8. 戸張 正典 | 17. 田中 正隆 | 25. 古竹 義弘 |           |

欠席委員 3人

農業委員 2人

- |         |           |
|---------|-----------|
| 9. 牛田 均 | 10. 小松和貴子 |
|---------|-----------|

農地利用最適化推進委員 1人

- |           |
|-----------|
| 16. 横山 隆一 |
|-----------|

農業委員会事務局出席者

|            |             |           |
|------------|-------------|-----------|
| 事務局長 谷本 孝二 | 事務局次長 大西 良明 | 副主幹 河田 浩和 |
| 主 査 佐々木武志  | 主 任 宮内 隆匡   |           |

その他出席者

農林水産課 担当長 造田 忠彦

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 地域計画（案）について

## 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 許可後の事業計画変更申請について

## 報 告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
- 報告第3号 許可後の取消願について

### その他

●事務局長（谷本孝二君）

定刻がまいりましたので、只今から令和7年1月の農業委員会定例総会を開会いたします。

本日机にお配りしました資料は、総会の次第、農政情報、研修に行かれる方は研修の資料、全国農業図書の図書目録、農林水産課から地図と計画の写しです。それでは、ただいまから令和7年1月定例総会を開会いたします。議事進行については会長よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

皆さんおはようございます。今年初めての定例総会でございます。今年もよろしくお願いします。最近の情報を色々聞きますと、米価が上がった関係で全国的にも耕作農地は増えているようです。丸亀の状況はよく分かっておりませんが、今後とも優良農地の保全について取組んでいきたいと思っています。さらにこの4月からは地域計画が策定されますが、今日また後で、農林水産課からお話があるようですが、また、我々も協力しないといけない立場だと思いますのでよろしくお願いします。今日も議題に沿って進めさせていただきますのでよろしくお願いします。本日の出席委員さんは14名で、過半数の方が出席されていますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。本日の議事録署名委員は、11番の竹内委員さんと、12番の松永哲之委員さんをお願いいたします。よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。事務局からお願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。冒頭会長の挨拶の中にもございましたが、議題には入ってないのですが、議案送付後に、農林水産課農政担当より地域計画について報告いたしたい旨の申し出がありました。会長と相談し、議題のほうに上げさせていただきます。本日、造田担当長が出席していますので、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

ただ今、事務局からありましたように農林水産課農政担当より地域計画について報告を議題といたします。造田担当長よろしく申し上げます

●農林水産課農政担当（造田忠彦君）

はい、先ほど紹介に預かりました、丸亀市農林水産課で農政を担当しております造田と申します。先日はお忙しい中、地域計画策定に係る協議の場にお越しくださしまして、ありがとうございました。お越しになられなかった方もいらっしゃいますので、今日、協議の場のご報告と合わせ、地域計画の案を策定いたしましたので説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。お手元の資料の確認ですが、地域計画案と航空写真です。まず、地域計画の協議の場ですが、12月5日から12月19日まで、10地区の近隣のコミュニティセンターやJAなどで行いまして、地域の担い手の他、農業委員様、農地利用最適化推進委員様、JA職員、中讃農業普及改良センター職員にお越しいただきました。協議の内容は最初に説明といたしまして、計画を作る背景について、国において農業経営基盤強化促進法が改正され地域の農業を誰が担い、地域の農地を誰が指導、集積していくかを地域で話し合い、その結果を取りまとめたものを地域計画として令和6年度末までに策定することが義務付けられたこと、また、法律の改正に伴い、これまで基盤法に基づき行われていた農地の利用権設定等促進事業、所謂、相対の農地貸借契約ですが、令和6年度をもって廃止されまして、農地の貸借については令和7年4月から農地法第3条に基づくもの、若しくは農地機構を通じた貸借によるもののみとなり、農地機構を通じた貸借を行おうとする場合、この地域計画に記載されていないならば貸借できない仕組みになること、中心経営体である担い手の皆様が、今後、国や県の各種補助金等の施策を活用する際、本計画の地域の担い手に位置付けられていないならば補助対象から外れる場合があること、また、一部、土地改良事業についても地域計画の策定が補助の要件となっているものがあることを説明いたしました。また、本来は、農地の出し手、受け手で集まって協議して頂くことがベストではありますが、対象範囲、エリアが広く参集人員も多数になり意見集約がしにくいことから今回の計画案につきましては、過去に農業委員会で農地所有者に対する今後の農地利用の調査結果で後継ぎがいない農地などを地図に示しまして、担い手の農地を目標

地図で確認しながら担い手に大まかな将来担えるエリアをマジックで地図に囲っていただきました。また、担い手同士で、今後農地の交換等話し合い集約化できるようお願いをいたしました。協議の場での説明としては以上になります。次に資料の地域計画案をご覧ください。こちらについては、協議の場での内容を反映させたものとして、お手元の地域計画案と計画に添付する目標地図、航空写真のものです。地域計画案は 10 地域分あります。代表でおもての報徳地区のもので説明させていただきます。地域計画案の見て頂いて、地域名は報徳地区、同じように 10 地区あります。すみません、綾歌地区のものが抜けておりましたので、後で配布いたします。失礼いたしました。

次に、その下の 1 地域における農業の将来の在り方(1)地域計画の区域の状況、真ん中あたりに記載していますが該当の農地面積などの内訳を書いております。その中で⑤につきましては、区域内において、今後、農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計、これがマジックで囲って頂いた所、このぐらいの見込みで出来るであろうという所の面積を書いております。それとその下、参考、区域内における 70 才以上の農業者の農地面積の合計、この 70 歳才以上の方が所有している農地面積ですが、そのうちアンケートの結果で後継者が不在となっているところの農地面積の合計を記載しています。数値で言いますと、70 歳才以上の方が所有している農地面積が 138.1 ヘクタールで、うち後継者が不在となっているところが 12.2 ヘクタールとなっています。その下に(2)地域農業の現状及び課題、こちらについては基本的には引き受け意向のある面積と農業者 70 才以上で後継者未定の農地面積とを比較し、後継者未定の農地のほうが多いので受け手の確保が必要であると考えています。概ね他の地域においても同じような形になっています。(3)地域における農業の将来の在り方についてですが、地域の特色とかを載せております。次に 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、こちらも農地機構の貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標、こちらは次のページに記載している、4 地域内の農業を担う者一覧の属性区分の利用者以外の認定農業者、営農組合、認定新規就農者などが経営等している農地の割合を集積率として記載しています。報徳地区では、8.5%となっています。また、4 地域内の農業を担う者一覧の 10 年後、目標年度令和 14 年度と記載している部分の経営面積で集積率を出したものが 8.8%となっています。(3)農用地の集団化に関する目標ですが、こちらは航空写真等見て団地の数、担い手の経営面積等を書いています。3 農業者及

び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置の農用地の集積、集団化の取組として、機構を活用するとか、活用方法は、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めるとともに、将来的には担い手の効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指すなど。(3) 基盤整備事業への取組については記載のとおりです。(4) 多様な経営体の確保・育成の取組。(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組に関しても、記載のとおり考えています。次に、4 地域内の農業を担う者一覧、先ほどちょっとありましたが、ここでも、見方を説明させていただきます。例えば、上から3番目の農事組合法人●●さん、こちらのほうが、一覧表の右に目標地図上の表示番号が▲▲となっています。資料でお渡ししている航空写真の1枚目を見て頂いたら、左に凡例あります。▲▲ 農事組合法人●●と書いて、茶色を記載しています。この茶色を航空写真上に色付けをしています。お配りしている資料は、A3で見づらいですが、一筆毎にその▲▲との数字を記載をしています。A0の地図とかでしたら十分見えるようになっておりますが、A3で皆さんにお渡ししている資料では、この辺り●●さんがするんやなと把握できると思います。また、赤枠で大きく囲っているところは、協議の場で、将来、所有者が出来なくなった時に市や農業委員会、機構さんに相談があった場合に、最初に●●さんに声を掛けますよという範囲をA0の地図にマジックで囲って頂いた部分です。ただ、所有者の意向もありますし、その時の●●さんの状況もありますので、必ずこの範囲の農地は、●●さんがするという約束が出来ているというようなものではありませんので、参考でこの辺りについては、今のところ意向があるんだなというぐらいの意味合いで囲っています。次に4 地域内の農業を担う者一覧の属性で利用者というものが例えば8番目以降に結構ありますけれども、地図には基本的に貸借のある農地を色塗りしています。利用者というのは担い手でない方で借受している農業者を言いますが、その借受の農地も色塗りしています。航空写真では、利用者の数が多いため、利用者の括りとして赤色で色付けしています。お配りしているA3の資料では見にくいですが、着色している真ん中に利用者の番号を書いています。なお、目標地図やそのPDFデータであれば確認は可能というようになっています。目標地図の説明としては以上となります。地域計画策定の今後の予定についてですが、本日ご意見をお聞きしまして、同様に土地改良区やJAさん、香川県農地機構にもご意見頂きまして、特に何もなければ2月上旬頃から地域計画案の公告縦覧を2週間行いまして、そこでも特段、意見等がなければ地域計画の公告を行い計画策定完了となります。策定完了後は、ゴールではなく、スタートであります。

すので、今後計画の更新は随時行ってまいりますので、また、地域で意見等があつてまとめていきたいということがありましたら相談頂いたらと思います。説明は以上です。よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

今説明が終わりましたが、この件について何かご質問等があつたらお願いします。先月 12 月の上旬に各地域で地域計画の協議があつたと思うのですが、その際にご出席いただいた農業委員さんなり、推進委員さんは、地元の地区のはご覧いただいていると思います。色々意見があつたと思いますが、今日この場でもう一度出していただいていますので、何かご意見があればどうぞ仰ってください。担当長さんからお話ありましたように、今日がすべてで終わりではありませんので、また、色々な説明会もあるようでございますし、今日いきなり資料が出てきて名前も出てきたので、ちょっとわからない方もおいでるかもわかりませんが。徳永委員さんどうぞ。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

地区ごとに大きな航空写真でくれる予定はあるんですか。何も役にたたないですよ。希望があれば大きいものをコピーしてくれるかの問題です。

●農林水産課農政担当（造田忠彦君）

はい。対応いたします。

●会長（松永哲夫君）

他になにかご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

担当長さん今日この場で終わりになるのでしょうか、何かの意見があつた場合、後で言えるのでしょうか。

●農林水産課農政担当（造田忠彦君）

大丈夫ですけど、一応、この案で土地改良区さんとか農協さんとかにも意見を頂いた上き、2月の上旬ぐらいには公告縦覧をしたいと考えており、そこでは市民の方から意見をいただく場合があるんですけど、あれでしたら早めに意見がございましたらと思います。今回この計画案で間に合わないことがあれば、次回反映するとか色々方法はありますので、すいませんがよろしく願いいたします。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

飯山の下川原地区なんやけど、農業振興地ではないと思うんやけど、その場合、農地管理機構は借り手を紹介してくれんような地域になるわな、この間、農地パトロール行くときの資料に書いてあったと思うんやけど。

●農林水産課農政担当（造田忠彦君）

農用地でなくとも、今後、機構で一本化されるようになりますので。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

そしたら下川原地区でいうたら全部紹介してくれる訳やな。面倒見てくれる訳やな。

●事務局長（谷本孝二君）

すみません。今、竹林委員が言われているマッチング事業なり斡旋の関係なんですが、機構については元々、農業振興地域内の農地を斡旋することになっていますので、それは遊休農地の調査と同じようにはないです。何か月か前に説明させて頂いたんですが、機構の貸借に一本化になる関係で、マッチング事業もなくなるので農業委員なり推進委員さんなりに借り手を探してもらう状況になりますよとお話させていただいたと思うんですが、今、造田担当長が申しましたように貸借自身が機構を通した貸借一本になりますので、必ず機構のほうには入るんですが、昔みたいに借り手の農家さんを登録しておいて、そこらあたりの農地を借りてくれないかというような話は出来ないということで、ご理解いただけたらと思います。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

結局、下川原地区も面倒みてくれるんやな。

●事務局長（谷本孝二君）

貸借については見てくれるんですが、借り手を探してくれというのは、全地域無くなるので4月からは。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

農地機構が探してくれるんじゃないん。

●事務局長（谷本孝二君）

4月からは今まで農業振興地域内でもしてくれてたものが無くなるので、マッチング事業をしないという方向というか出来ない状況です。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

農地機構は何をするん。

●事務局長（谷本孝二君）

貸借の集約化の話なので、地域計画に基づいて貸借を振替えたり、飛び地になっているのを集めたりというような集積を進めていくようになると思います。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

貸し手と借り手の直接の話し合いで決まるわけやろ。農地機構は全然はいってくれんのやろ。

●事務局長（谷本孝二君）

基本的には今の貸借が4月からは、AさんBさんの相対というのが無くなるので、必ず機構が入ります。入らないと貸借できないので。機構がまったく手を放すということはないので、Aさんか

ら機構が借りて機構がBさんに貸すという形になります。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

それは農業振興地域以外の場合でも。

●事務局長（谷本孝二君）

同じやり方です。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

面倒みってくれる訳やな。

●事務局長（谷本孝二君）

同じように今まで相対で貸借していたのは、機構を通して出来ます。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

そしたらこの間もらった紙の意向調査票がおかしいんとちゃうかな。

●事務局長（谷本孝二君）

その貸借の相手を探すことはしないので、4月からは。しないし、元々農用地区域でないと基本的に機構は相手を探すようなことはしませんでしたので。

●会長（松永哲夫君）

竹林さんと私は同じ地区なんやけど、いままで相対で貸借していたものを機構さんが仲介に入ってその人との貸借で出来るんやけど、機構に相手を探してくれというのは、我々、農業振興地域以外は出来ないとお話があったと思うんですけど。今の話で何かご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

この計画は4月から始まるわけですが、なかなか理解が十分農業者自身でも出来てないところがあるかもしれませんが、進みだした段階で色々な問い合わせがあると思います。農業委員さんなり推進委員さんなりに色々なお尋ねがあるかと思いますが、その都度の対応になるかもしれませんが、また、後で変更も可能ということなので、担当長さんからのお話にもあったように、今後また新しい事案が出たらご相談いただけたらと思います。それで先ほど申し上げましたように縦覧公示等の関係で、出来れば早めにもしご意見があるようでしたら農林水産課等にご相談いただけたらと思います。あと何かほかにご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

そしたら、この件につきましては今申し上げましたように、この場でいきなりご意見のない人は、こちらの事務局なり農林水産課にお尋ねいただいて、地元の方とのお話しを進めていただけたらと思います。それでは、他にご意見が無いようですので、地域計画についてのこの案については異議のないものといたしますがよろしいでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、異議が出ませんでしたので、異議のないものといたします。その他、事務局から議題等ございますか。

●会長（松永哲夫君）

造田担当長ありがとうございました。そしたら不足していた綾歌地区の分は持ってきてくれますか。

●農林水産課農政担当（造田忠彦君）

綾歌地区の地域計画の案のところ1枚になるのですが、今から配布いたしますのでよろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それから先ほど徳永委員さんからありましたように、自分の地区で大きい図面が欲しいという場合はその都度、申し出ていただいたら準備してくれるそうですので、またよろしくお願いします。それでは報告・連絡事項に移ります。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は令和6年12月27日金曜日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は令和7年1月6日月曜日 田中委員で、綾歌市民総合センター開催分は令和7年1月10日金曜日 小松委員で、午前9時から11時で受付を行いました。綾歌市民総合センター受付時に1件の相談がありました。内容といたしましては、高齢のため財産整理をしているとのことで自宅と自宅周辺の農地を併せて不動産業者を通じ売却を考えているが、地域計画の関係で事前に市へ報告した方がいいか。進入路がない農地については、隣接者への売買を考えているが隣接者に売買は可能か。また、終期通知が来たが農地を返却される予定であるのでどうしたらいいのかとの相談内容でした。回答といたしましては、一つ目については、農林水産課農政担当へ確認し、地域計画の趣旨・概要を説明し市への報告の必要はないと回答しました。併せて、農地を転用する場合には、農業委員会の許可が必要であることを説明いたしました。二つ目については、3条許可の要件等を説明しました。また、隣接者は農地を所有しているが現在貸付しており、農地の取得要件についての要件が満たせるかの判断については相談が必要であると回答しています。利用権の更新については借り手にも終期通知を送付していますので更新をしないのであれば、特に手続きの必要はないと回答しています。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は1月27日月曜日 竹田委員、市役所本庁開催分は2月5日水曜日 尾野副会長、綾歌市民総合センター開催分は2月10日月曜日 竹内副会長の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について何かご意見等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案

の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい、土地に関する議題として、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、議案第4号 許可後の事業計画変更について、報告事項として、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、報告第3号 許可後の取消願について、以上、ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしく申し上げます。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は5件です。

1番 飯野町東二・・・合計面積 1,202 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番 広島町江の浦・・・合計面積 437.98 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番 綾歌町岡田西・・・合計面積 1,510.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、麦を作付けする計画が提出されています。

4 番 綾歌町富熊、飯山町東坂元・・・合計面積 5,689.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

2 ページをお開きください。

5 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 1,781.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上 5 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので採決いたします。議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

3ページをお開きください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は2件です。

1番 土器町西三丁目・・・合計面積 594.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番 綾歌町富熊・・・合計面積 256.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。なお、この申請地は平成5年頃造成し、これまで宅地として利用してきましたが、この申請をもって無断転用を解消するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問、

ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので採決します。議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 2 件は、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、4 ページをお開きください。議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。4 ページから 24 ページにかけて記載しています。申請件数はあわせて 40 件、筆数 96 筆、面積 91,567.00 m<sup>2</sup>。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、ご異議も無いようでありますので、議案第 3 号 農用地利用集積

計画の決定について、40 件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 4 号 許可後の事業計画変更についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

25 ページをお開きください。議案第 4 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 1 件です。26 ページにかけてになりますが

1 番 田村町・・・合計面積 7,509.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 1 月 20 日、分譲店舗 1 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 1 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 4 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番の案件につきましては、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 3 号 許可後の取消願については、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 27 ページをお開きください。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。報告は 5 件です。

1 番 本島町泊・・・合計面積 921.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 3 月 22 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 郡家町・・・合計面積 4,540.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 2 年 9 月 1 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。28 ページをお開きください。

3 番 飯野町東分・・・合計面積 1,697.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 7 月 5 日、相続により農地を取得したものです。斡旋の希望がございますので農地機構または地元の委員さんに相談させていただきます。

4 番 綾歌町富熊・・・合計面積 9,129.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 8 月 3 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。29 ページをお開きください。

5 番 飯山町川原、飯山町東坂元・・・合計面積 4,754.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 8 月 30 日、相続により農地を取得したものです。斡旋の希望がございますので農地機構または地元の委員さんに相談させていただきます。

30 ページをお開きください。報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について報告は 4 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 1,192.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたのですが、労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番 金倉町・・・合計面積 353.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたのですが、労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。31 ページをお開きください。

3 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 2,042.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4 番 飯山町下法軍寺・・・合計面積 6,266.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

32 ページをお開きください。報告第 3 号 許可後の取消願についてでございます。報告は 1 件です。

1 番 垂水町・・・合計面積 958.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 11 月 18 日、太陽光発電設備の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条第 1 項の規定により、所有権移転の許可を受けておりますが、転用計画中止のため、農地法 5 条の規定による許可の取消願を行うものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上で、1 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 30 分終了）